

和労発雇均 0720 第 1 号

和労発基 0720 第 1 号

和労発安 0720 第 1 号

平成 30 年 7 月 20 日

公益社団法人和歌山県トラック協会

会長 阪 本 享 三 殿

和歌山労働局長



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知について（要請）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）につきましては、本年 4 月 6 日に第 196 回国会に法律案が提出され、同国会において、一部修正の上、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されています。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨をご理解頂いた上でしっかりと取り組んで頂くことが重要だと考えています。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、周知用資料を貴団体の会員企業の皆様に配付する等により、改正法の内容を周知していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。